備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百三十三号	（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）	（略）
第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号、第四十七号及び第百三十一号	（略）	（略）
第三十号、第三十七号の二、第四十二号、第四十八号及び第百三十一号	（略）	（略）
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号、第四十九号及び第百三十一号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第百二十二号の三及び第百三十一号	（略）	（略）
四～七　（略）	（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～四十　（略）	（略）
四十一　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	（略）
四十二～五十九　（略）	（略）
五十九の二　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十	十二万五千円

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百三十号の三	（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）	（略）
第二十九号、第三十七号、第四十一号、第四十五号、第四十七号及び第百三十号の二	（略）	（略）
第三十号、第三十七号の二、第四十二号、第四十八号及び第百三十号の二	（略）	（略）
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号、第四十九号及び第百三十号の二	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第百二十二号の三及び第百三十号の二	（略）	（略）
四～七　（略）	（略）	（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～四十　（略）	（略）
四十一　保安基準第二十二条の四に定める基準に係る試験	（略）
四十二～五十九　（略）	（略）
五十九の二　保安基準第三十二条第三項及び第六項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第	十二万五千円